

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文

○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正案	政府案	現行
<p>（解体等工事に係る調査及び説明等）</p> <p>第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 当該調査の結果</p>	<p>（解体等工事に係る調査及び説明等）</p> <p>第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 当該調査の結果</p>	<p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出）</p> <p>第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定工事を施工する者の氏名又は名</p>

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その

称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 特定工事の場所

四 特定粉じん排出等作業の種類

五 特定粉じん排出等作業の実施の期間

六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

七 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記

理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2| 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3| 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4| 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記

録を作成し、これを保存しなければならない。

5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行ったときは、**解体等工事の規模にかかわらず**、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十四 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握

録を作成し、これを保存しなければならない。

5| 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6| 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十四 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握

(新設)

するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

2 国は、特定粉じんの排出又は飛散の抑制を図るため、事業者に対し、必要な財政的援助を与えることに努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十五 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内に所在する建築物等における特定建築材料の使用状況に係る情報の整理及び提供に努めなければならない。

2 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、特定工事

するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(新設)

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十五 (新設)

地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、特定工事

(新設)

等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二条による改正後	第一条による改正後
<p>（特定粉じん排出等作業の作業基準）</p> <p>第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。</p> <p>2 作業基準は、次に掲げる内容を含むものでなければならない。</p> <p>一 第十八条の十九第一号に掲げる措置を同号口に掲げる方法により行う場合に、特定粉じんの大気中への飛散の状況について調査を行うこと。</p> <p>二 特定工事の元請業者（次条第一項に規定する元請業者をいう。）又は自主施工者（同条第四項に規定する自主施工者をいう。）が、特定粉じん排出等作業が適切に行われたかどうかの確認を、当該確認を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者として環境省令で定める者（当該元請業者、当該自主施工者その他環境省令で定める関係者を除く。）に行わせること。</p> <p>（解体等工事に係る調査及び説明等）</p> <p>第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を</p>	<p>（特定粉じん排出等作業の作業基準）</p> <p>第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、<b>特定建築材料の種類</b>及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。</p> <p>（新設）</p> <p>（解体等工事に係る調査及び説明等）</p> <p>第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を</p>

伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を、当該調査を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者として環境省令で定める者（当該発注者、当該元請業者その他環境省令で定める関係者を除く。）に行わせるとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 （略）

二 当該解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

ホ 二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十

伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 （同上）

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときは除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

（新設）

九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

(削る)

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

- 2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行わせる前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 (略)

- 4 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を、当該調査を行うために必要な専門的知識及び技術を有する者として環境省令で定める者(当該自主施工者その他環境省令で定める関係者を除く。)に行わせるとともに、前項の

- 三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

- ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

- 2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 (同上)

- 4 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 (略)

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行わせたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該**特定工事**の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該**特定工事**の場所

5 (同上)

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事のうち、**特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの(以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。)**の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該**届出対象特定工事**の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該**届出対象特定工事**の場所

(削る)

三 当該特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号に掲げる事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う**特定工事**の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 (略)

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出(第十八条の十五第一項第二号)に掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号口から二まで及び第三号口に掲げる事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う**届出対象特定工事**の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 (同上)

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出(第十八条の十五第一項第三号)に掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

## 2 (略)

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 **特定工事**の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該**特定工事**における特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置(第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。)を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

- 一 **特定建築材料**の建築物等からの除去 次に掲げる方法
- イ **特定建築材料**をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法
- ロ **特定建築材料**の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
- ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 **特定建築材料**からの特定粉じんの飛散を防止するための処

## 2 (同上)

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 **届出対象特定工事**の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該**届出対象特定工事**における**第十八条の十七第一項の政令**で定める**特定建築材料**に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置(第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。)を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

- 一 **当該特定建築材料**の建築物等からの除去 次に掲げる方法
- イ **当該特定建築材料**をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法
- ロ **当該特定建築材料**の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
- ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 **当該特定建築材料**からの特定粉じんの飛散を防止するため

理 **特定建築材料を被覆し、又は特定建築材料に添加された特**  
定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法  
であつて環境省令で定めるもの

の処理 **当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に**  
添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に  
固着する方法であつて環境省令で定めるもの

修正案	政府案
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第五条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条中大気汚染防止法第十八条の十五から第十八条の二十までの改正規定（同法第十八条の十五第六項に係る部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定（同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>三 第二条並びに附則第三条及び第七条 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(第一条の規定による改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第十八条の十五（第六項を除く。）及び第十八条の十六から第十八条の二十三までの規定は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第四条の規定 公布の日</p> <p>二 第十八条の十五から第十八条の二十までの改正規定（第十八条の十五第六項に係る部分に限る。）及び第三十五条の改正規定（同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(新設)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律による改正後の大気汚染防止法（次項において「新法」という。）第十八条の十五（第六項を除く。）及び第十八条の十六から第十八条の二十三までの規定は、この法律の施行</p>

する日以後に着手する建設工事（**第一条の規定**による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であつて、同日前に着手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 **第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第十八条の十五**第六項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に着手する建設工事について適用する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

**第三条 第二条の規定による改正後の大気汚染防止法第十八条の十五第一項、第二項、第四項及び第六項、第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の十八第一項並びに第十八条の十九の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する建設工事（第二条の規定による改正前の大気汚染防止法第十八条の十七第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であつて、同日前に着手していないもの（以下この条において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、**

の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する建設工事（**この法律**による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であつて、同日前に着手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 **新法第十八条の十五第六項の規定は、前条第二号に掲げる規定**の施行の日以後に着手する建設工事について適用する。

（新設）

同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第四条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第六条** 政府は、速やかに、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第十八条の十九の規定に違反する行為に対する罰則の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**2** 前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、そ

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第五条** （新設）

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ

の施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第七条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十八条の十四」を「第十八条の十四第一項」に改める。

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(新設)

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）

（附則第七条関係）

修正案	現行
<p>（粒子状物質総量削減基本方針）</p> <p>第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法<b>第十八条の十四第一項</b>の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第五条第一項の規定による指定のみによっては環境基本法第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「粒子状物質対策地域」という。）について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（粒子状物質総量削減基本方針）</p> <p>第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法<b>第十八条の十四</b>の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第五条第一項の規定による指定のみによっては環境基本法第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「粒子状物質対策地域」という。）について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2・3 （同上）</p>